

福祉サービス第三者評価結果報告書（令和6年度）

令和7年5月29日

公益社団法人 京都市児童館学童連盟
京都市壬生児童館 館長 西村 美紀 様

〒150-0002

所在地 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7F
評価機関名 一般財団法人 児童健全育成推進財団
（東京都福祉サービス評価第三者評価機関／機構 12-215）
電話番号 03-3486-5141
代表者氏名 理事長 鈴木 一光



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名	評価者氏名		所属
	①	渡部 博昭	児童健全育成推進財団 第三者評価室主たる評価者 東京都評価者番号 H1201036
	②	川上 宏二	児童健全育成推進財団 第三者評価室所属評価者
福祉サービス種別	児童館		
評価対象施設名称	京都市壬生児童館		
施設連絡先	所在地	〒604-8433 京都府京都市中京区西ノ京北小路町 5 番地	
	電話番号	075-822-4789	
施設代表者氏名	館長 西村 美紀		
契約日	令和 5 年 11 月 29 日		
自己評価票回答期間	令和 6 年 7 月 8 日～8 月 30 日		館長・事務局回答項目
職員調査票回答期間	令和 6 年 7 月 16 日～8 月 30 日		職員回答項目
訪問調査日	令和 6 年 10 月 22 日		

京都市壬生児童館 評価結果報告

＜Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織＞

Ⅰ-Ⅰ 理念・基本方針

【評価項目】 Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ) 理念、基本方針が確立・周知されている。

Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)に、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人(児童館)内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ)について

講評

法人は「児童の福祉の向上に資するための事業を行う」ことを大きな目的としています

- ① 法人では、「京都市はぐくみプラン」の重点目標に基づいて、京都市内の児童館・児童クラブ事業の推進に取り組んでいます。法人運営の各児童館では、児童福祉法や児童の権利に関する条約をふまえた運営方針が立てられています。方針は、利用者にわかりやすい表現を心がけ、児童館だよりや館内に掲示することで、周知を図っています。今後は、法人の目的達成のために職員間で共有できる理念の明文化と、周知のための取組が期待されます。
- ② 法人の目的は定款やホームページにも記載されており、採用時の研修会で周知を図っています。各児童館が事業計画や活動計画を作成する際には、職員全体で確認するようにしています。
- ③ 「京都市児童館活動指針」を当法人が関わって作成しており、法人運営児童館のみならず京都市の児童館全体の指針となっています。

Ⅰ-2 経営状況の把握

【評価項目】 Ⅰ-2-(Ⅰ) 経営環境の変化等に適切に対応している。

Ⅰ-2-(Ⅰ)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(児童館)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】I-2-(1)について

講評	
予算・決算の報告などを理事会及び総会に報告し、公認会計士からも助言等をいただいています ① 法人は、京都市内の児童館運営団体を会員とする団体として市内の児童館に関する情勢を把握しており、京都市児童館担当課と緊密な連携があります。また、児童健全育成推進財団との連携も密にしており、国や社会福祉事業全体の動向を把握して市内の児童館に向けて発信しています。また、こうして得た情報は児童館事業の検討を行う際の重要な資料となっています。 ② 次年度の事業計画を立案する際には、各館で当年度の事業を総括するとともに、自治体の児童館事業に関する方針や、各館の利用者アンケート、日ごろの利用者との会話、児童館運営協力会などで得た地域の情報等を総合的に検討しています。法人は、予算策定・決算時に年次の活動方針、予算・決算、活動総括を行い理事会・総会で報告を行うとともに、施設長会において状況を共有し、職員会議等で各職員へ周知されています。 ③ 各児童館の運営費管理は、現金出納帳による各館管理となっており、法人本部は月次報告を受けています。管理費用は法人が一括して管理しており、公認会計士に経営指標を毎月提示し、助言等をいただいています。	

I-3 事業計画の策定

【評価項目】I-3-(1) 中・長期(3～5年)的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期(3～5年)的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		評価
1	中・長期(3～5年)計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	—
2	中・長期(3～5年)計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—
3	中・長期(3～5年)計画は必要に応じて見直しを行っている。	—
4	中・長期(3～5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を発揮させるような内容になっている。	—
5	中・長期(3～5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	—

I-3-(1)-② 中・長期(3～5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期(3～5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	—
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	—
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—

【評価項目】I-3-(1) について

講評

法人本部として運営児童館に関わる中・長期計画の設定はされていません

- ① 運営各館の指定管理を契機とした各児童館の5か年計画があり、単年度の事業計画は児童館ごとに作成していますが、法人として児童館に関わる中・長期的な事業計画は現在のところ作成していません。今後、法人の理念の明文化と合わせて検討していきたいと考えています。

【評価項目】 I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

標準項目		評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

標準項目		評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I-3-(2) について

講評

法人全体の方針及び施設ごとの事業計画は、理事会において承認する仕組みになっています

- ① 運営児童館ごとに職員全体で前年度の事業総括を行った上で、次年度の計画を策定しています。館長会では、事務局、各施設からの報告や課題を共有することで各児童館が次年度の活動計画に反映させるほか、策定された計画は法人で集約をし、理事会の承認を得て3月の法人総会において議決される流れになっています。
- ② 策定された事業計画は、職員会議において周知が図られるほか、研修会等でも適宜説明するなど全体周知に努めています。
- ③ 事業計画は、放課後児童クラブ保護者に向けた懇談会を通じて説明をしていますが、児童館の自由来館児童や保護者に向けた周知はされていません。今後、周知の方法を検討する予定です。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的に PDCA サイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	—
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	○
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】I-4-(1) について

講評
施設ごとに毎年振り返りを行い、また定期的に第三者評価を受審するなど、質の向上に努めています ① 「京都市児童館活動指針」を基に施設ごとの自己評価を行っていますが、法人としての児童館評価基準は明確になっておらず、総括も施設単位です。施設ごとに利用者アンケートの実施や意見箱の活用など、振り返りの際は利用者の意見が反映できるよう努めています。 ② 各運営児童館は、指定管理者の選定期間に合わせて第三者評価を受審しています。評価結果は館長が館長会で報告をし、各施設では職員間で共有することで次年度の活動に活かしています。 ③ 評価結果は館長会で報告はされますが、組織として8児童館の総括や、評価を行うことは出来ていません。また、法人として各施設の結果や課題の分析をして示すことができていないことは課題と感じています。

＜Ⅱ 組織の運営管理＞

Ⅱ-Ⅰ 管理者（館長等）の責任とリーダーシップ

【評価項目】 Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ) 管理者の責任が明確にされている。

Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】 Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ) について

講評
法人は運営責任を果たすために、各種規程、マニュアルの中でその役割について明確化しています ① 法人として「事務分掌及び専決規則」が規定されており、それぞれの職制により行うべき職務と、専決事項が明確にされています。また、各館長が児童館だよりや会議の席上等で、館の運営や、子ども・子育て家庭支援についての考えを表明する機会を作るようにしています。法人本部は、運営8館も含めた会員児童館に向けて、法人の運営方針や児童館のあり方について機関誌や挨拶の中で表明しています。 ② 災害や事故が発生した際の対応の方法を明示するものとして「災害時マニュアル」、「緊急時マニュアル」等が策定されており、それぞれの場面で必要な対応をフローチャート等で示しています。マニュアルの中に館長の役割が示されています。館長不在時は副館長等が代わりますが、その明示がなく、明文化が必要と思われます。 ③ 法人として「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」が策定されており、コンプライアンスに関わる基本姿勢やコンプライアンス体制、ステークホルダー別遵守事項等が明確に表示されています。職員への浸透を目的として「人権研修」や「コンプライアンス研修」などの職員研修を実施していますが、理解度の差をなくするための取組みが課題であると感じています。

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-Ⅰ-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

Ⅱ-Ⅰ-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-(2) について

講評
運営児童館各館の館長と小まめな連携を取り、各児童館の運営状況の把握や改善が行われています ① 法人本部による館長会議が月1回開催され、各児童館の報告・課題を交換し、改善に向けた対策を検討します。また、館長ヒアリングを年1回実施しています。ヒアリングでは、それぞれの児童館特有の課題や活動の現状について分析し、その到達度合いについて意見交換を行って次の活動に活かすようになっています。 ② 法人本部は市内全児童館の職員研修の企画・実施を担っています。研修科目を体系づけ、段階的に学ぶことができるように仕組みを作っています。また、時宜に応じたテーマを取り上げた研修も実施しています。法人運営児童館も同研修会に積極的に参加して、質の向上に努めています。 ③ 運営各館で、年2回各館長が職員ヒアリングを行うことになっています。1回目は「目標設定シート」をもとに年度途中の職務の執行状況の確認や業務に対する意見や要望について聞き取り、2回目は翌年度勤務の意向調査も含めて行っています。法人本部は、館長会や館長ヒアリングの機会にその結果を把握し人事に活かしています。財務については複数の担当者が配置され、コンプライアンス対応、財務分析の対応に当たっています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】 Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人（児童館）は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人（児童館）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○

【評価項目】 Ⅱ-2-(1) について

講評
法人本部は、市内全児童館のための人材確保の手立てを講じています ① 法人本部において「児童館人材マッチングセンター」を運営しています。同センターでは「児童館・学童保育所等での仕事をお探しの方と、優秀な人材を求める児童館や学童保育所等の双方を仲介」するとしており、パンフレットの表紙には「子どもを 家族を まちを 笑顔にする仕事」と表示され、研修の項目では、「児童厚生員の仕事には、豊かな人格とコミュニケーション能力が必要とされます。また同時に、0 歳から 18 歳の子どもの発育と発達に関する知識、遊びに関する専門知識、家族を支えるソーシャルワークなど、高度な専門知識と技術が求められます。」と記しています。 ② 運営児童館の各職員の自己管理として、全職員が「自己目標」を年度当初に提出し、年度末には「自己評価」を提出しています。この自己申告と館長ヒアリングの実施内容を基にして人員配置の参考としており、職員の意向を反映するようにしています。「採用」「配置」「異動」については「事務局・児童館職員就業規則」で規定されていますが明確な基準とはなっておらず、評価基準やキャリアパスも明示がないため、運営児童館において、職員が目指すべき方向性を示すためにも今後の検討事項となっています。 ③ 運営児童館の職員は、勤続年数と研修の履修状況により「初任者」「中堅」「上級」の位置づけがあり、中堅以上は、経験手当が付加される仕組みがあります。

【評価項目】Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2) について

講評
4週8休制度を試行導入するなど、職員の働きやすさの向上に向けた新しい取組みを試みています ① 労務管理等については「事務分掌及び専決規則」の規定により、担当者が明示されています。各館の館長は、日ごろの職員との会話や職員ヒアリング、出勤簿などで職員の就業状況や意向を把握しており、法人本部はこうして把握された情報を集約して、人事や労務管理に利用する仕組みとなっています。 ② ワーク・ライフ・バランスと職員の働きやすさに配慮した取組みとして、「4週8休制度」「リフレッシュ休暇制度」を導入して運用を開始しています。導入のメリット・デメリットについて各館へヒアリングし、時間帯に応じた人材配置の工夫や業務の効率化に向けた ICT の活用など人材確保や定着に向けた検証が行われています。

【評価項目】Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		評価
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		評価
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○

5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	—
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		評価
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。	—
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(3)について

講評
市内の全ての児童館の向上を目的とした法人として、研修の実施に力を入れています ① 運営児童館各館の全職員が年度当初に「自己目標」、年度末に「自己評価」を提出しています。館長はこれを基に職員ヒアリングを年2回行っています。ヒアリングでは、仕事の分担、仕事上で困っていること、体調面などできる限り聴くことに徹して、必要に応じてアドバイスをすることを申し合わせています。 ② 法人本部が主催する研修会は、市内全体の児童館職員が、経験や立場において身に付けてほしい知識・技術を体系づけて企画・実施しており、これを職員ごとに受講管理して積極的な参加を促すことにより、資質の向上、キャリア形成の支援を図っています。 ③ 外部研修の情報については、一定の基準を設けて職員に情報提供を行うとともに、職員から参加したい研修の申し出があった場合は、法人が補助をする仕組みになっています。また、法人本部で必要と考えた課題・テーマについては研修を企画し、外部から講師を招いて実施します。 ④ 各館館長は日常の活動の中で、職員に対して必要と思われるアドバイスを行ったり、日々のミーティングや職員会議で考えを示し、伝えたりしていますが、計画的なOJTは行っておらず課題としています。

【評価項目】Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	—
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(4)について

講評
実習生等の受入れなど、専門職の教育・育成は法人の使命の一つとして積極的に取り組んでいます ① 法人として「大学生等職業体験事業」を実施するなど、次代を担う児童館職員の育成に力を入れており、運営児童館においても積極的に実習を受け入れることとしています。 ② 実習の要請は学校側から依頼があり、各館の館長が担当者となって学校と綿密な打ち合わせを行いながら進めています。受け入れるにあたってのマニュアルが存在しないため、今後検討していきます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

【評価項目】 Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人（児童館）の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	○
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
5	法人（児童館）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（児童館）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		○
1	法人（児童館）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人（児童館）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人（児童館）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】 Ⅱ-3-(1) について

講評
法人情報のホームページへの公開や外部の専門家の導入を進めて、運営の透明性を確保しています ① 法人の考えや事業計画、予算、事業報告、決算情報等はホームページに公開され、誰もが閲覧できるようになっています。 ② 各運営館とも指定管理を契機として、5年ごとに第三者評価を受診することになっており、その結果はホームページで公表しています。苦情・相談に関わる規則を持っており、受付窓口の設置、第三者委員会の設置など体制が整えられています。利用者から申出があった際は速やかに対応し、申出者に結果が報告されますが、個別の事案が多いため、公表は行わないケースがほとんどです。 ③ 「就業規則」ならびに「事務分掌及び専決規則」があり、事務・経理についても権限・責任が明確化されています。また、各児童館の支援として法人本部に事務・経理に関わる専任職員を配置して、必要に応じて連絡を取り合うことができる体制です。さらに、外部チェックとして公認会計士等の専門家を導入して透明性を高めています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】 Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	○
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	—
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【評価項目】 Ⅱ-4-(1) について

講評
地域との関わりを児童館運営の重要な柱の一つとして位置づけ、取組を進めています ① 「京都市児童館活動指針」において、地域との関わりは「地域福祉促進活動」として児童館の基本活動の柱として位置づけられており、各運営児童館もこれに則って運営されています。 ② 各運営児童館は「京都市子育て支援基幹ステーション」と位置付けられており、行政区、学区レベルの様々な社会資源の情報を収集しています。子育て関係のイベントや団体の紹介のチラシ・ポスター・お知らせなどの掲示や配架を行い、気軽に情報を手に入れることができるようにしています。また、必要に応じて職員が利用者に適切な情報を紹介しています。 ③ 前掲の活動指針において「ボランティア活動の推進」が掲げられており、取組の基本・展開などを明示しています。統合育成に関わる介助ボランティアについては「介助者の手引き」などが整備され、対象者に示すことができるようになっていますが、一般の地域のボランティアについては、各館の対応に任されており、共通のマニュアルはありません。今後、介助ボランティアの手引きを基に、ボランティアの受入れマニュアルの内容を検討したいと考えています。

【評価項目】 Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目		評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○

3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-4-(2) について

講評		
「子育て支援基幹ステーション」や「児童館運営協力会」など、地域の関係団体・機関・施設との相互の連携協議の仕組みがあります		
①	各運営児童館は「京都市子育て支援基幹ステーション」と位置付けられており、行政区、学区レベルの様々な社会資源の情報を収集しています。このネットワークでは、地域の子育て関係団体・施設が連携して定期的な会議やイベントを実施しており、それぞれの団体・施設の情報は児童館利用者にいつでも情報提供ができるように蓄えられています。	
②	地域の各種団体がメンバーとなっている「児童館運営協力会」が組織され、地域の子ども・子育てに関わる情報交換を行ったり、児童館に関わる意見をいただいたりしています。また、この会での関係は、日常の児童館活動や「児童館まつり」の実行委員会に参画いただくなどの協力関係に繋がっています。	
③	「京都市子育て支援基幹ステーション」「児童館運営協力会」とも、児童館を核として子どもを中心としながら、地域の共通の課題を協議する機会となっており、相互の連携関係のもと、合同行事を行ったり、利用者に情報提供をしあったりしています。	
④	新型コロナウイルス感染症の影響により、関係団体・施設との連携協議の機会が減少しました。各団体のメンバーの高齢化や規模の縮小化に伴い廃止となった活動も見られます。地域課題と連動し、子どもの育成環境をよりよくするためにも、地域団体との継続的な連携の仕組みの検討が期待されます。	

【評価項目】Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人（児童館）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

講評

地域の様々な団体・機関・施設と繋がることにより、相互に持っている力を出し合い、地域の子どもの健全育成の向上に役立てています

- ① 前掲の「京都市子育て支援基幹ステーション」「児童館運営協力会」では、地域の関係機関・団体・施設に参画していただき地域児童の課題や児童館への意見を聴く機会を持ち、児童館は団体長会議、小学校運営協議会など地域の会議に参画するなど、相互に連携してニーズ把握に努め、課題の共有や解決に向けた活動に繋がっています。
- ② 法人本部は児童館運営のみならず、市内全体の児童館・放課後児童クラブを支援し、市内の子どもの健全育成環境を整える役割を果たしています。また、ファミリーサポートセンター、大学と連携した学習支援事業など、幅広い事業に取り組んでいます。
- ③ 各運営児童館は、地域の会議や行事、活動に積極的に参加して、児童館が持つノウハウや情報を提供する姿勢です。また、地域からの依頼により、子どもとともに地域行事に参加をすることもあります。こうした取り組みは地域に児童館のことを知っていただき、社会資源として還元する機会となるばかりでなく、児童館を利用する子どもたちと地域の方々とを結びつけることにも繋がっています。
- ④ 法人と市により災害発生時に備えた協定を締結し、大規模災害発生時には児童館施設を避難所としての役割を果たし、子どもの安心・安全な居場所として機能することが明示されています。

＜Ⅲ 適切な福祉サービスの実施＞

Ⅲ-Ⅰ 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ) について

講評
「子どもの最善の利益」を最重要視した、利用者尊重の児童館活動を行っています ① 前掲の「京都市児童館活動指針」では、児童館活動の基本目標として「地域におけるすべての子どもと家庭のウェルビーイングの促進」が掲げられています。法人運営児童館においても、この目標に向けた「遊びの復権」「子どもの人権の尊重」「ノーマライゼーションの推進」を活動視点として事業を計画し、取り組んでいます。このような児童館活動の基本的な考え方は、法人の広報誌や研修会の機会を通じて理解が図られるよう努めています。 ② 法人が主催する児童館、放課後児童クラブの研修の科目に「人権研修」「障害のある児童の統合育成」があり、利用者の人権尊重、施設におけるノーマライゼーションに配慮した支援について学ぶ機会が作られています。 ③ 法人として「個人情報保護規程」を持ち、法人運営児童館もこれに則って運営されています。児童館の利用者名簿、児童台帳、各種記録などの個人情報に関わる書類は、館長の責任のもと厳重に管理され、必要に応じて職員間で情報共有を行い、「子どもの最善の利益」を最重要視した適切な支援に繋がっています。

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅱ) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅱ)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○

2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(2) について

講評
利用希望者に関わらず、いつでも誰もが児童館についての情報が得られるように、入手しやすい情報提供の発信に努めています ① 法人が運営するホームページ「京都市の児童館」は、市内全児童館の情報が一覧することができ、各児童館の「児童館だより」やイベント情報、利用者アンケートの結果報告、子育て関係情報へのリンクなどが手軽に入手できるようになっています。また、各児童館の玄関窓口等でも同様の情報が入手できるように配布・配架・掲示などがされています。 ② ホームページ、児童館だより、児童館の紹介パンフレット「キッズステーション」などは、手に取りたくなり、誰もがわかりやすい表示を心がけ、想定している対象者に合わせて、カラー印刷やイラスト、図示、ルビを振るなどの工夫をしています。 ③ 初めて児童館を利用する乳幼児親子や新一年生などに向けては、館内案内や利用のルールをそれぞれの状況に合わせて説明を行って、安心して利用してもらえるように心がけています。 ④ 配慮が必要な児童を受け入れるにあたり、子どもの特性に応じた支援方法を学ぶティーチャーズトレーニングを研修に取り入れ、多様な子どもへの対応のしかたを学んでいます。必要に応じて各館でケース会議を取り入れ、専門家の巡回指導を受けることでより適切な支援に努めています。

【評価項目】Ⅲ-1-(3) 利用者満足向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	○
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	—
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(3) について

講評	
年に1回、利用者満足に関する調査を実施して児童館運営に関わる意見を反映するように心がけています	
①	自由来館児童、放課後児童クラブ登録児童と利用保護者に対して、年1回「利用者満足度調査」を実施しています。アンケートの調査結果は、職員間で前年度の調査結果と比較検討され、次年度事業計画に活かされる仕組みです。今後は、さらに乳幼児保護者に対する調査、子どもの意見の聴取、調査結果の利用者へのフィードバックについて検討されることが期待されます。
②	自治連合会、市政協力委員会、小中学校長、PTA等からなる「児童館運営協力会」があり、アンケート結果について報告し、意見をいただく機会を設けています。
③	今後、国・地方自治体に子どもに関わる重要なことを決める際は子どもの意見を聴くことが、求められるようになる中、児童館としてどのように子どもの意見を聴く機会や場を持ち、その意見をどのようにして活動などに取り入れていくか等を検討することが望まれます。

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-Ⅰ-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		評価
1	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理）が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	○
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

Ⅲ-Ⅰ-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

Ⅲ-Ⅰ-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○

5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	—

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(4) について

講評		
利用者の要望・苦情はマニュアルや様式を整えて、丁寧な対応を行っています		
①	法人本部において「苦情解決のための実務マニュアル」を整備し、明示しています。各児童館ではマニュアルに基づいて苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（社会保険労務士）を設置し、館内掲示をして利用者に示しています。	
②	利用者向けに、苦情や要望の申し出を受け、解決するまでの流れが記されたルビ付きの書類を明示しています。わかりにくい点は館長や職員に気軽に問い合わせられることも示しています。また、日ごろから職員に話しかけやすい雰囲気づくりや信頼関係を築くことに努めています。	
③	利用者が苦情・要望を申し出るための「苦情申出書」から始まり、「受付書」「苦情・相談記録書」「相談継続シート」「結果報告書」などの一連の流れに沿った様式が定められており、漏れや齟齬が発生しない丁寧な対応に備えています。子どもの利用者アンケートでは、選択肢に「ある」「ちょっぴり」「あまりない」など低学年児童でも理解ができる平易な表現や「にっこりマーク」や「こまったマーク」などのアイコン表示も用いて気持ちを回答しやすいよう内容を工夫しています。	

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-Ⅰ-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	—
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

Ⅲ-Ⅰ-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目		評価
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	—
5	防災計画や事業継続計画（BCP）等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(5) について

講評
事故、感染症、災害等の発生時に迅速で的確な対応ができるよう、各種マニュアル・様式を策定・運用しています ① 法人は各児童館の手引きとなる事故防止対策に関するマニュアルを策定しています。その中では、事故を未然に防ぐ取り組みについて図示し、さらに危機管理、事故時の緊急通報などを含む対応フロー図なども示しています。これを各児童館の状況に応じて改変し活用するようになっています。また、ヒヤリハット報告書の様式も定めており、発生したヒヤリハットを記入し、職員間で供覧・防止策を検討する等、未然防止に活用しています。 ② 法人は「感染症・食中毒防止対策マニュアル」を策定しています。本マニュアルは感染症・食中毒が発生した際の対応と感染拡大防止、各所への報告等の連携などに特化してまとめ、児童館で実際に事案が発生した際に慌てず、速やかに、的確な対応ができるように明示しています。また、新型コロナウイルス感染症についてはあらためて対策マニュアルを策定・発行しています。 ③ 法人は各児童館の手引きとなる非常災害対策に関するマニュアルを策定しています。火災発生、地震発生などの際の具体的な対応フロー図を示しています。発災時の児童館の役割は法人全体として行政と協定を締結し、行政機関との連携を構築しています。安全計画については、法人で作成した様式を各館へ提供しています。各館で記入されたものには法人事務局で修正を加え、策定される仕組みです。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	—
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	—

2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(1) について

講評	
法人本部で「児童館業務マニュアル」を策定し、各館はそれを汎用して運用しています	
①	法人は「児童館業務マニュアル」を策定しています。施設利用、児童への対応、鍵の管理、清掃・ごみ処分、備品・物品管理などの各児童館に共通する必要最低限の事項に留め、その他活動に関することは、各館の運用に委ねています。
②	「児童館業務マニュアル」は前項のとおり必要最低限に留められているため、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢などは表示されていませんが、毎年度の事業計画や「個人情報保護規程」、児童館の理念の中などに反映させています。
③	「児童館業務マニュアル」は児童館の運営の中で最低限行うべき共通事項を示しているため、各館の利用者満足度調査の結果や職員の意見を取り入れながら必要に応じて見直しを図っています。

【評価項目】Ⅲ-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

Ⅲ-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	○
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(2) について

講評	
記録の重要性を理解して、規程に基づいた保管、利用などが厳重に行われています	
①	自由来館児童の利用状況、活動内容は「児童館日誌」、放課後児童クラブの状況は「学童日誌」の様式があり、記録されています。特筆する必要がある事項は個別記録に記載したり、日々のミーティングでの報告を各自メモ

で記録したりするなど、詳細な記録が必要な場合や即時性が必要な場合などで使い分けています。

- ② 個人情報の取扱いについては、法人本部が「個人情報保護規程」を策定しています。この中で記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めており、各館の状況に合わせた厳重な運用がされています。
- ③ 前掲の「児童館業務マニュアル」に個人情報の管理について明示して徹底を図るとともに、コンプライアンス研修を実施して、法令の遵守や個人情報の保護の重要性を職員に周知しています。

＜児童館の活動内容に関する事項＞

Ⅰ、児童館の施設特性

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅰ) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		評価
1	子どもが自らの意思でひとりでも利用することができている。	○
2	子どもが遊ぶことができている。	○
3	子どもが安心してくつろぐことができている。	○
4	子ども同士にとって出会いの場になることができている。	○
5	年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができている。	○
6	子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅰ) について

講評
子どもが来館しやすくなるよう、広報・環境設定・職員の関わりを大切にしています ① 児童館だよりを毎月発行して活動を周知し、様々な世代の来館を促しています。児童館外の掲示板には乳幼児向け、小学生向け、学童クラブ向けのおたよりをそれぞれ掲示して外部の方に児童館の活動内容を知らせています。玄関口は「ようこそみぶじどうかんへ」と壁面飾りで彩り、温かく迎える雰囲気を作っています。外掲示板については、さらに効果的に活用できる余地がありそうです。 ② 乳幼児親子や放課後児童クラブの登録児童が主な利用者ですが、自由利用の子どもたちも気軽に遊びに来られるよう、来館のきっかけとなるプログラムの実施や、玩具・図書の充実に取り組んでいます。そのため、友だちと遊ぶことを目的に訪れる子どもたちの姿も見られます。 ③ 職員は、日頃の遊びや生活の支援を通して子どもたちを見守り、積極的に話しかけたり、子どもたちの話に耳を傾けたりすることで、信頼関係を築くよう努めています。子どもたちが困ったときにも安心して気軽に相談できる環境を大切にしています。

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅱ) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		評価
1	地域における子どもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができている。	○
4	子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅱ) について

講評
子ども一人ひとりが安心して訪れ、地域の方々との出会いができる居場所づくりを意識しています ① 職員は、教室活動やクラブ活動を通して気軽な来館を促し、遊びや活動を通して友だち関係や職員との関係を深め、子ども一人ひとりの居場所となるような支援に努めています。

- ② 子ども同士の遊びの中で起こる子ども間の躓きや悩みに対しては、子どもの話を丁寧に聴き、適切に関わるよう努めています。対応に当たっては、職員間のミーティングや記録を通じて情報を共有し、対応にズレが生じないようにしています。さらに、子どもの状況に応じて、法人本部の相談員と連携したり、保護者と懇談したりすることもあります。
- ③ 詩吟教室や将棋クラブでは、地域の方を講師として招き、子どもたちが地域の方と交流する機会となっています。また、敬老の集いや児童館まつり、感謝の会などのイベントを通じて、児童館の内外で子どもと地域が繋がりを深めています。こうした取り組みにより、子どもたちが地域に愛着を持つとともに、地域の方々にも子どもたちへの関心を高めてもらい、児童館の存在を広く知ってもらうことに繋がっています。

【評価項目】 1-（3）子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		評価
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	○
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 1-（3）について

講評
利用者の人権を守るため、研修を受講して子どもの権利について学び、確認して、子ども対応を実践しています ① 日常の遊びや生活の中で子どもたちが発する声に耳を傾け、意見を汲み取りながら、要望に応えたり、子ども同士の関係を仲立ちしたりするなどの関わりを心がけています。そのため、日頃の子どもの気になる言動や何気ない一言をミーティングで共有・確認し合って支援しています。さらに、行事の実行委員会や、放課後児童クラブ登録児童による「3年生会議」など、子どもたちが自分の意見を直接発信できる取組も行っています。 ② 子ども同士のトラブルが発生した時などを機会として、相手の気持ちを考えることや、一人ひとりが大切な存在であることについて話しています。また、「子どもの権利」に関するポスター掲示などを行っています。今後は、子どもが自らの権利を理解し、他者との関係を尊重し合うための取り組みを積極的に進められることを期待します。 ③ 法人本部が市内児童館に向けた「人権研修」や「コンプライアンス研修」を実施しており、職員はこれを受講して、利用者の権利擁護についての学びや確認に努めています。

2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2-（1）子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		評価
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】 2-(1)について

講評	
子どもの発達などについての専門性を高め、子ども一人ひとりに適切な関わりができるよう努めています	
①	法人本部が市内の全児童館を対象に実施する研修会で、子どもの発達や、配慮を要する子どもの支援などをテーマとして学ぶ機会があります。受講した職員は館のミーティングで、資料の共有と伝達を行うこととなっており、最新の情報や知識に更新して、子どもの支援を行っています。
②	放課後児童クラブの登録児童については、登録時に保護者が提出する児童台帳で個別の情報を把握します。また、入所前の面談では、配慮が必要な事項や心配事、質問などについて話し合います。さらに、6月には入所後の子どもの様子を踏まえた個人懇談を実施し、今後の過ごし方や支援の方向性について保護者と相談します。具体的な支援について話し合うため、必要に応じて1時間ほど時間を確保するなど、丁寧な対応に努めています。
③	自由来館の子どもは、放課後児童クラブに登録している子どもと遊ぶために来館することが多く、職員とも顔馴染みになりやすい傾向があります。初めて来館した子どもには、職員が適度に声をかけて関わりながら、他の子どもとつながるよう配慮し、一人にならないよう支援します。子どもたちが安心していつでも来館できる環境を整え、信頼関係の構築に努めています。

【評価項目】 2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		評価
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】 2-(2)について

講評	
子どもが主体的に遊びや活動に取り組める環境づくりを大切にしています	
①	玩具は箱などに整理し、写真を貼ってひらがな表記をすることで、中身が一目でわかるようにしています。これらをオープン棚に配置し、子どもたちが自由に取り出して遊び、片付けもしやすいよう工夫しています。遊び終わったら元の場所に返す習慣が自然と身につくよう、子どもの扱いやすさに配慮しています。
②	図書室の壁には、「ようこそ図書室へ」という大きな飾りや、おすすめの絵本の表紙絵を掲示し、温かく迎え入れる雰囲気を演出しています。また、ブロックや立体パズルで作った作品や作りかけのものは、指定の場所に一定の曜日まで保管できるようにし、遊びを継続できるよう配慮しています。
③	子どもたちが楽しんでいる遊びや活動の様子を写真で掲示したり、興味深い工夫をしていたときには他の子どもたちにも紹介したりするなど、遊びが広がりやすい環境を作っています。また、遊びが続かなかったり発展しなかったりする場合は、職員と一緒に遊びながら盛り上げ、適切なタイミングで子どもたちに委ねるよう工夫しています。こうした支援は、職員間で情報を共有し、連携しながら行われています。

【評価項目】 2-(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		評価
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2	幅広い年齢の子どもが一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長と その中での個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】 2-(3) について

講評
様々な年齢の子どもが、限られた空間で主体的に活動し交流ができるよう工夫に努めています ① 乳幼児向けの活動は、月曜日から金曜日まで、年齢別の登録制クラブが週3日実施されています。クラブがない日も毎日自由に集える「のびのびひろば」やランチタイムの設定があり、児童館の玩具で遊んだり、保護者が仲間とおしゃべりしたりすることができます。小学生は、主に放課後児童クラブに登録している子どもが利用しています。中・高生タイムを設けているため、時折中学生も来館することがあります。今後は、多くの自由来館の子どもや中・高校生世代が来館するよう、工夫の余地があると考えられます。 ② 子どもたちが自由に遊べるよう、玩具や折り紙などを取り出しやすく配置するなど、環境を整えています。また、ケガなどのトラブルを防ぎ、安全に遊べるようにするため、ドッジボールなどのボール遊びには一定のルールを定め、掲示しています。遊びに慣れてきたら、子どもたち同士で話し合い、安全を確保できる範囲でルールを変更できるような工夫も取り入れたいところです。 ③ 小学生は、異なる学年の子ども同士が関わり合う様子が見られます。職員は、遊びに加わったり、見守ったりしながら子どもたちの遊びの様子を観察し、ミーティングなどで情報を共有しています。活動の中での子どもからの質問や要望についても同様に共有を行います。また、子ども同士の関係性や遊びの中でのトラブルなど、重要な事項は児童館日誌や学童クラブ日誌に記録し、継続的な支援ができるように対応しています。

3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-（1） 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-（1）について

講評
誰もが安心して利用し交流ができるよう広報・環境整備などに努め、利用を促しています ① 毎月児童館だよりを発行し、乳幼児親子、小学生の予定プログラムを発信しています。たよりでは乳幼児親子に向けたランチタイムや午後5時以降に設定されている中・高生タイムのお知らせも掲載し、気軽な来館を呼びかけています。 ② 初めて利用する一般来館の子どもは、緊急時の連絡に使用する前提で「児童名」「学校名」「保護者氏名」「住所」「連絡先」を記入する利用者票に記入し提出してもらいます。2回目以降は来館時に名前を記入してもらい、来館していることを把握しています。 ③ 古い建物のため、空間に限りがあり、完全なユニバーサルデザインではありませんが、乳幼児を連れた親子や障害のある方も利用しやすいよう、トイレの改修や授乳コーナーの設置など、受け入れ環境の整備に努めています。また、図書室にはカーペットを敷き、床に座ってゆったり本を読んだり遊んだりできる空間にしています。

【評価項目】 3-（2） 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	—
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	—
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】 3-（2）について

講評
小学生時代の職員との信頼関係やプログラムを手掛かりに、利用者促進が図られることを期待します ① 中・高生タイムを設け、児童館だよりに掲載して利用を促しています。小学校高学年の利用から中学生利用に繋がったり、中・高校生世代向けのプログラムを検討したりするなど、中学生以降の実質的な利用に繋がる工夫が期待されます。 ② 図書、玩具、運動スペースなど中・高校生世代の利用も視座に入れた整備の工夫を期待します。 ③ 児童館まつりでは中学生有志によるブースが活動しました。 ④ 放課後児童クラブを卒所した高校生が、「得意な英語を活かしたい」と他校高校生も巻き込んで、英語指導ボランティアのグループを立ち上げ、活動場所として児童館に出入りするなど、頼りにされる存在です。こうしたことが相談できる子どもとの関係が中学生以降も持続されるよう、子どもと職員との信頼関係を大切にしています。

4、子どもの意見の尊重

【評価項目】 4-（1） 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	子どもの年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。	○
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合っ、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】 4-（1）について

講評
子どもが発信する意見やサインを受け止め支援に活かしたり、子どもが主体的に楽しむ姿があります ① 日常の活動において、子どもから発せられる「やりたい」という要望には、児童館の定めたルールを基本としつつ、できる限り実現できるように積極的に話し合い、実施に努めています。 ② 日ごろの子どもとの関わりや、信頼関係を築く中で、声には出ない子どもの気持ちにも気づくよう努めています。こうした気づきも職員間で情報共有され、支援に生かされています。さらに、自ら声を上げるのが苦手な子どもでも、自分の思いを形として発信しやすいよう工夫することも期待されます。 ③ 放課後児童クラブの毎月の誕生日会、児童館まつりなどのイベントの実施に当たっては、「実行委員会」による「こども会議」を行って、子どもがアイデアを出し合い、企画や進行、ブースの内容を決めて準備や当日の運営をしたりするなど、主体的に楽しむ姿があります。

【評価項目】 4-（2） 子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】 4-（2）について

講評
子どもたちが意見を発信し、主体的に活動ができる機会を設けています ① 必要に応じてアンケートを実施したり、意見箱を設置したりして、子どもから意見を吸い上げ活動に活かしています。さらに、常時子どもが意見を発信できるように意見箱や掲示板などを常設することも検討できそうです。 ② 放課後児童クラブの毎月の誕生日会、児童館まつりなどのイベントでは、「実行委員会」による「こども会議」を行って、子どもたちがアイデアを出し合い、企画や進行、ブースの内容などを決めて準備や当日の運営をしたりするなど、主体的に楽しむ姿があります。（再掲） ③ 新しい図書や玩具を購入する際は、子どもたちの意見を募り、選定の参考にしてできるだけ要望に沿った物を揃えています。また、「畑クラブ」では、子どもたちが作付けする作物を決め、育てています。さらに、子どもたちがやりたいことを話し合い、決定・実行する「いい～んですクラブ」を立ち上げ、自由来館の子どもも含めて参加を募りました。このように、子どもたちが意見を発信し、主体的に活動できる機会を少しずつ設ける姿勢があります。

5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-（1） 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-（1）について

講評
配慮の必要な子どもの受入れに際し、子どもと家庭に寄り添い、柔軟で丁寧な対応に努めています ① 設置から 30 年以上経過した建物のため、ユニバーサルデザイン対応は難しく、騒がしい環境が苦手な子どもが気持ちを切り替える空間などの確保も難しい状況です。しかし、職員は京都市児童館活動指針や法人マニュアルに示されている、「ノーマライゼーションの推進」を実践できるよう、状況に応じた柔軟な対応に努めています。対応が難しい子どもにも保護者と連携しながら本人と向き合い、子ども同士が自然に関わり合えるようにサポートしています。 ② 日ごろから子ども一人ひとりの活動の様子を見守り、気になる言動などがあった際は、情報を共有して対応します。特に子ども同士の関係の躰きなどに対しては、職員一人の判断にせず、複数の職員が状況を確認したうえで、迅速かつ適切な対応に努めています。 ③ 子どもが抱えるさまざまな課題に対応するため、学校や区のはぐくみ室、児童相談所などの社会資源と連携し、必要に応じて保護者に専門機関を紹介するなど、児童館だけでなく幅広い力を活用して支援しています。

【評価項目】 5-（2） 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】 5-（2）について

講評
子どもの課題に対しては、子どもと家庭に寄り添い、学校や専門機関と連携して対応する体制が整っています ① 通常は、家庭との連絡用アプリを活用し、メールで情報を共有しています。また、子どもの迎えの際や電話、面会の機会を設けることで、直接対話を行い、子どもの困りごとや保護者の不安・要望に耳を傾けています。さらに、必要に応じて子どもが通っていた保育所や学校の担任と連携し、子どもの全体像を把握することで、最善の支援

ができるよう努めています。特に小学校とは、随時必要な時に連絡を取り合える体制を整えています。

- ② 法人本部が設けている専門家に療育相談ができる仕組みがあります。発達面で配慮が必要なケースでは、専門家が訪問して職員全員でケース検討を行い、専門家の示唆の元、支援の方向性を確認する機会をもっています。
- ③ 日常的に、児童館日誌や学童クラブ日誌に記録を行い、特記すべき事項については個別の援助記録を作成し、支援の経過を客観的に記載しています。これらの記録は、家庭や学校、外部機関と連携して支援を行う際の資料として活用され、子どもの継続的な支援に役立てています。

6、子育て支援の実施

【評価項目】 6-（1） 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6-（1）について

講評
保護者の様々なニーズに応える子育て支援プログラムが展開されています ① 乳幼児向けの活動は、月曜日から金曜日まで、年齢別の登録制クラブが週3日実施されています。クラブがない日でも毎日自由に集える「のびのびひろば」があり、児童館の玩具で遊んだり、保護者が仲間とおしゃべりしたりすることができます。（再掲） ② クラブ活動やひろば活動では、児童館職員が主導してプログラムを進めたり、親子同士の交流を見守って、必要に応じて声をかけたりするなどの対応をしています。活動を通して保護者も楽しみリラックスできるよう配慮し、職員との信頼関係を築きやすい環境を整えることで、保護者が気軽に話しかけたり相談したりできる雰囲気づくりを大切にしています。 ③ 助産師による子育て相談やミュージックケアなどの専門講師を招いた子育て講座を毎月開催し、リラックスして親子で楽しんだり、気軽に相談したりできる場を提供しています。また、必要と思われる保護者には、他の機関や施設の情報の提供に努めています。児童館の入り口には、他の支援施設やサービスのパンフレット、親子で楽しめるイベントのチラシなどをラックに設置し、保護者がいつでも自由に手に取れるようになっています。

【評価項目】 6-（2） 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	○
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	—

【評価項目】 6-（2）について

評価
子育て中の保護者が積極的に児童館のプログラムを楽しむ姿があります

- ① 乳幼児親子の活動は、基本的に職員がプログラムを提供して楽しむ形式で運営されていますが、保護者は積極的にプログラムに参加して、親子のふれあいや他の親子との交流を楽しんでいることが、保護者アンケートからうかがえます。また、アンケートには、プログラムの感想や、今後行ってほしいプログラムや講座など、たくさんの意見が積極的に出されています。
- ② 乳幼児クラブを利用していた保護者による歌声サークル「たうたうファミリー」があります。現在も児童館が活動場所を提供したり、児童館だよりで活動を告知して新たな参加者を呼び掛けたりなどの協力をしながら、20年以上、自主的な活動を続けています。
- ③ コロナ禍以前は、乳幼児と中・高校生世代のふれあいの取組みがありましたが、現在途切れてしまっていることを課題としています。

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民や NPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1) について

講評
イベントを通じた子どもと地域の方との関わりの機会や、地域との連携による子育て環境づくりに取り組んでいます ① 地域の方々に協力をいただく児童館まつりで、地域の方と交流したり、学区で行われる「敬老の集い」に太鼓教室で太鼓を楽しんでいる子どもが出演したりすることで、子どもと地域住民のふれあいの機会を創出しています。また、廃油の回収も行っており、地域の方が来館するきっかけになっています。 ② 乳幼児親子は近隣の公園に出かけて外で遊ぶ取組みがあります。また、小学生は、小学校の体育館で遊ぶ「体育館であそぼう」や遠足などで出かけたりする機会があります。 ③ 太鼓教室は、太鼓センター（プロ）から指導を受けています。職員も一緒に指導を受け、日ごろは職員と子どもで練習することもあります。また、学区の民生児童委員と社会福祉協議会、保育所等とともに主催する催しにも、定期的に乳幼児親子が参加しています。

8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	○
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-(1) について

講評
子どもがボランティアとして1年生に教えてあげたり、元利用児童の保護者や地域の方が積極的に児童館に関わっています ① 新1年生が放課後児童クラブに入所してくる4月は、希望する子どもが「スペシャル先輩」となって、部屋の説明や玩具の使い方、遊びのルールなどを伝える役を担っています。また、日常的にも、乳幼児向けの玩具を運んだり整理したり、机を拭いたりするお手伝いを、遊びの一環として楽しみながら行ってくれる子どもたちがいます。 ② 乳幼児クラブを利用していた保護者による歌声サークル「たうたうファミリー」が児童館を拠点にしながら活動し、児童館で乳幼児親子向けのコンサートを開催しています。現在も児童館だよりやSNSで広報して新しい参加者を募っています。 ③ 野球教室は、かつて放課後児童クラブに所属していた子どもの保護者が長年、ボランティアとして関わっています。また、児童館まつりには、児童館運営協力会を中心に地域の方の協力を得て実施しています。

9、子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1) について

講評
児童館を紹介する日を設けるなど、子どもが児童館でのルールを踏まえて安全に遊べるよう支援しています ① 毎年 4 月には「じどうかん紹介」の日を設け、児童館の部屋や玩具の使い方を紹介しています。また、初めて来館した子どもには、随時、職員が対応して説明を行っています。日ごろの遊びや活動の中では、子どもたち同士で

教え合う姿も見られます。併せて、安全に楽しく遊べるよう、各所に遊びのルールや注意喚起を掲示しています。

- ② 子どものケガへの対応や救命救急の技術については、定期的に研修や講習を受講し、情報を更新しています。事故やケガが発生した際には、法人のマニュアルに基づき、速やかに保護者へケガの内容・原因・処置などを連絡するとともに、重大な事故については事故報告書に記入し、法人本部および自治体へ報告しています。また、大きな事故の予防を目的として「ヒヤリハット報告書」の記入も進めています。
- ③ アレルギー対応として、放課後児童クラブではおやつに関する配慮を行っています。登録時に児童台帳でアレルギーに関する情報をいただき、個人懇談でさらに詳しい要望を伺ったうえで、食物アレルギー一覧を作成しています。おやつのメニューは、あらかじめ 2 週間分を保護者に提示し、内容を確認できる時間を設けています。アレルギー対応が必要な場合は、別メニューを用意し、複数人で確認したうえで子どもに提供しています。

10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1) について

講評
学校・地域と連携して情報共有や相互の活動協力を行い、子どもの安心で安全な居場所として機能しています ① 毎月発行する児童館だより、学童クラブだよりを小学校に届け、小学校からは小学校全体のたより、クラスだよりをいただき、相互に行事などの情報が交換できています。 ② 法人本部が策定している非常災害対策に関するマニュアルに火災や地震発生時の具体的な対応フロー図が示されています。当児童館では、このフロー図を基に、壬生児童館の状況に合わせて活用しています。また、学校とは、日ごろの子どもに関わる情報交換を含め、緊急時にも速やかに連絡を取り合える体制を整えています。 ③ 児童館だよりを外掲示板に掲示したり、ホームページで閲覧できるようにしたりして、地域住民も児童館の情報が得られるようにしています。また、児童館運営協会で年間の活動報告を行い、意見をいただくとともに、活動への協力をお願いする機会となっています。

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	○
2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	—

3	運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	○
---	--	---

【評価項目】 10-(2) について

講評
運営協力会は、地域の方の意見を聴き、児童館活動の参考にするための大切な場となっています ① 地域の小・中学校長、学区社協、主任児童委員、PTA等の幅広い地域の方々の参加による児童館運営協力会があり、年4回開催しています。事業報告などを行って、児童館事業についてのご意見をいただくほか、地域の子どものことについて意見交換をしたり、児童館まつりに向けての話し合いをしたりする場としています。 ② 子どもを運営協議会の構成員にする動きはありませんが、児童館まつりに協力いただいたり、クラブ活動を指導してくれている地域の方々に子どもたちが感謝の意を表す「感謝の会」をおこなっています。

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

11、放課後児童クラブの実施（選択項目）

【評価項目】 11-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 11-(1) について

講評
放課後児童クラブ登録児童も児童館の持つ資源を生かして、様々な関わりを経験しています ① 京都市の放課後児童クラブは、すべて市の基準条例に則って運営されています。当館においても、条例に則りかつ、子どもが楽しく過ごすことができるよう、環境の設定に苦心しています。 ② 多彩なクラブ活動やイベントがあり、自由来館の子どもと放課後児童クラブの登録児童が分け隔てなく関わり、遊んでいます。 ③ 児童館まつりでは、児童館運営協力会を中心とした地域の方々の協力を得て実施しているため、子どもが地域の方々と交流する機会となっています。また、地域の方が講師となっているクラブ活動もあります。このように、子どもたちは地域の大人と継続的に関わりながら、様々な体験をしています。

総 評

■特に良い点

ポイント1	子どもたちの体験の幅を広げるため、様々なクラブ活動などの取組みを進めています
	詩吟教室、野球教室、太鼓教室、畑クラブ、いい～んですクラブ、トランポリンの日など、さまざまなテーマのクラブ活動や取組みを行っています。 野球教室や太鼓教室は、地域の社会資源を活用して、地域ボランティアやプロに指導を受けており、外部の大人と触れる機会になっています。トランポリンの日は月2回開催しており、体力や経験に応じて1年生と2年生以上に分かれて実施することで、それぞれが気兼ねなく遊べるよう配慮しています。 また、畑クラブでは、植える作物を子どもたち自身が考えたり、水やりや草抜きなどの世話をしたりしています。いい～んですクラブでは、子ども同士で活動内容を話し合い、やりたいことを決めて実行するなど、自主性を大切にした取組みを行うためにメンバーを募っています。 放課後児童クラブ登録児童のみが参加できるクラブもありますが、自由来館の子どもたちも参加できるクラブでは、分け隔てなく一緒に活動を楽しんでいます。このように子どもたちが主体的に関わり、さまざまな体験を重ねられるように場づくりや活動の支援を進めています。
ポイント2	子どもが発信した意見や表現を大切にしよう努めています
	玩具や図書の購入時には、アンケートや意見箱を設けて意見を募り、図書選定の参考にしています。毎月の誕生日会、児童館まつりなどのイベントでは、「3年生会議」を行って、子どもたちがアイデアを出し合い、企画や進行、ブースの内容などを決めて準備や当日の運営をしたりするなど、主体的に楽しむ姿があります。誕生日会では、企画書を書式化し、子どもたちが楽しみながら、順序だてて考えをまとめられるよう支援しています。 子どもが考えて自主的に作り始めた手づくり新聞を、まとめて保存して、館内の掲示板に吊るして皆が見ることができるようにするなど、子どもが発信した、意見や表現、発想を大切にできる姿勢があります。
ポイント3	地域の人々との協力や連携により、地域に根差した児童館活動が行われています
	元乳幼児クラブの利用保護者が立ち上げた歌声サークルが20年以上続いており、現在も、活動場所の提供や活動日、メンバー募集の告知を児童館だよりに掲載するなどの支援をしています。サークルもSNSで児童館でのコンサート活動の様子を発信するなど、相互に協力関係があります。 また、野球教室の講師は、元放課後児童クラブ利用児童の保護者が担っており、勝ち負けにこだわらず、誰もが自由に参加できる野球の楽しさに触れる活動となっています。 さらに、地域の小・中学校長、学区社協、主任児童委員、PTA等の幅広い地域の方々の参

	加による児童館運営協力会があり、意見を聴いたり、児童館まつりにご協力をいただいたりする関係になっています。このように保護者や地域の方々とも力を合わせながら、地域に根ざした児童館活動を広げています。
--	---

■改善が望まれる点

ポイント1	子どもの権利の周知や子どもの声の反映については、さらに一步踏み込んだ取組みが期待されます
	日ごろから子どもの声や意見を聴き、児童館運営に活かすとともに、子どもが発信した表現を大切にしたり、子どもが企画・実施する取組みを行ったりするなど、子どもの「やりたい」を大切にした運営に努めています。 また、子ども同士のトラブルが発生した際には、相手の気持ちを考えることや、一人ひとりが大切な存在であることについて話をしたり、「子どもの権利」に関するポスターを掲示したりするなど、子ども自身の権利の周知にも努めています。 一方で、限られた空間の中で遊ぶため、一部の遊びに制限を設けざるを得ない状況もあります。また、自ら声を上げて意見を言うことが得意でない子どものために、気軽に意見を発信できる仕組みについても、さらに工夫することができそうです。 子ども自身が子どもの権利について理解を深め、利用するすべての子どもの声を聴きながら、子どもとともに居場所をつくっていくための、さらに一步踏み込んだ取組みが期待されます。
ポイント2	地域の子どもの居場所として機能するための一層の取組みを期待します
	現在、乳幼児クラブを中心とした子育て家庭支援と、放課後児童クラブが充実し、その登録児童の利用が主となっています。小学生の自由来館や中・高校生世代の利用増加も視野に入れ、広報のあり方やプログラムの充実について検討することも期待されます。 元利用者である高校生が、高校の卒を超えたボランティアグループを結成し、その活動場所として児童館を頼って来館したことをきっかけに、現在もボランティアグループが来館を続けているというエピソードは、子どもと職員の信頼関係に基づく児童館らしい特色が示されています。 乳幼児から利用でき、さらに小学生高学年の利用から中・高校生世代への継続的な利用、地域の大人として関わることもできる、「切れ目のない地域の子どもの居場所」としての機能を活かすため、今後の取組みが期待されます。